西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要　資料7

■前回防災会議以降～現在

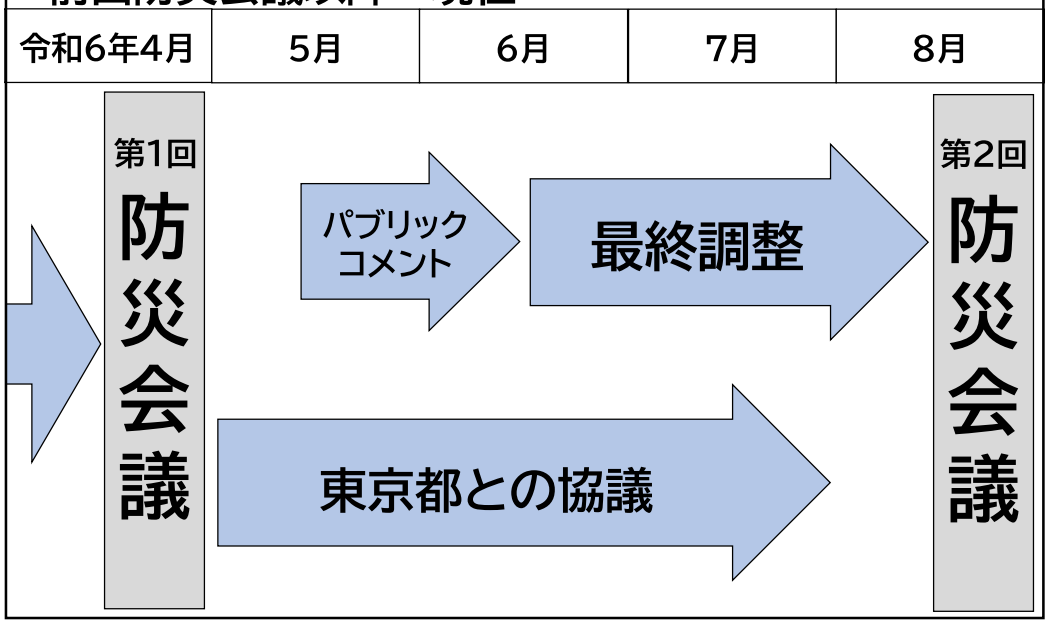

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■パブリックコメント

【公表日】7月1日　【募集期間】5月8日～6月7日

【意見件数】 25件（5人）

頂いた意見	検討結果
先進自治体のように、避難所に簡易テントや段ボールベッドを設置する前提で避難所収容人員や備蓄品の見直しを進めてほしい。 （2件）	避難所の収容人員は有効面積に対し、3.3 ㎡当たり2人で算定しております。また、本計画の減災目標の一つである「避難者数の3割減」により、避難所における質の高い生活環境を目指し、各種対策を進めてまいります。

2

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■パブリックコメント②

頂いた意見	検討結果
災害時のトイレの確保は、重要課題であるため、全避難所にマンホールトイレを設置してほしい。また、避難所となる学校のトイレは身体に不自由のある方や高齢者が使用することも考慮して、早急に洋式化してほしい。（2件）	避難所等における対応では、断水等により水洗トイレが使用不可能な場合に、マンホールトイレを設置することとしております。また、現在は指定避難所である小・中学校の10校へマンホールトイレの設置を完了しておりますが、今後は令和7年度までに27校の全小・中学校に設置をする予定です。

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■パブリックコメント③

頂いた意見	検討結果
防災情報全般については、やさしい日本語表記での対応をお願いしたい。（1件）	HP、ハザードマップでは多言語標記による防災情報周知に努めておりますが、やさしい日本語の使用に関しても多様な視点への配慮の推進のため、参考にさせていただきます。

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■東京都との協議（4月～8月）

東京都地域防災計画との整合性を図る等

頁	項目	内容
地-68	地震・火山編 第2部 災害予防計画 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 二次災害（出火、延焼等）対策 予 防 対 策 （4） 初期消火体制の強化	【出火防止等に関する備えの主な指導事項】 ① 住宅用防災機器、感震ブレーカー等の普及啓発 ⇒赤字の追記
地-206 風-119	地震・火山編 第3部 災害応急・復旧計画 第6章 医療救護等対策 第2節 防疫 風水害編 第3部 災害応急・復旧計画 第5章 医療救護等対策 第2節 保健衛生、防疫体制	（3） 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（保健医療局・福祉局）】 ⇒赤字の修正

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■最終調整（6月～8月）

防災会議委員からのご意見（1件）

頁	項目	内容
地-9 地-11	地震・火山編 第1部 総則 第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱 第3節 防災関係機関の業務大綱	（公社）東京都柔道整復師会北多摩支部 ↓ （公社）東京都柔道整復師会西東京地区

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■計画の構成

	構成	主な内容
地震・火山編	第1部　総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
	第2部　災害予防計画	地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
	第3部　災害応急・復旧計画	地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
	第4部　富士山等噴火降灰対策	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等
風水害編	第1部　風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）
	第2部　災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等
	第3部　災害応急・復旧計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

7

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■減災目標

✓死傷者の半減（再掲）

➢出火防止対策及び建物の耐震化を推進し、延焼火災や住宅倒壊等を原因とする死者、負傷者を半減させる。

✓避難者の3割減

➢備蓄品の充実や家具転倒・落下・移動防止対策等を促進し、在宅避難やマンション防災の普及により、避難人口を3割減にする。

✓帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援（再掲）

➢事業所と連携した一斉帰宅抑制、一時滞在施設の確保等により、想定される帰宅困難者の安全を確保する。

8

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■地震・火山編　第2部　災害予防計画①

頁	項目	内容
地-44	3　課題	近年は建築物の耐震化が進み、～　建物被害が軽減されると推測されているが、～　引き続き耐震化への備えや防災基盤の整備等を進めていくことが求められている。 一方、令和4年5月に首都直下型地震等による「東京都の新たな被害想定」が10年ぶりに見直され、～　火災による建物被害や死傷者等が増大することが懸念される。 そのため、～　火災予防対策を推進することが喫緊の課題である。 また、東日本大震災や能登半島地震等の過去の教訓を活かし、大規模災害を想定した防災訓練、～　日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図るとともに、地域における多様な視点を反映し防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命及び防災の現場において～　多様な視点等に配慮した防災体制を確立することが必要である。

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■地震・火山編　第2部　災害予防計画②

頁	項目	内容
地-48	第1章 市民と地域の防災力向上 第1節 自助による市民の防災活動 4 防災訓練の充実	（2）防災市民組織等の訓練【危機管理課、関係各課、警察署、消防署、消防団】 防災市民組織～を単位とした防災訓練や～　合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下～　訓練を実施するとともに、住宅街にて火災が発生した想定で、地域に設置される消火器やスタンドパイプ等を活用した住民参加型の「発災型対応訓練」等の実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。
地-50	第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 地域による共助の防災活動 1 地域防災の担い手の育成	（3）活動環境の整備【危機管理課】 市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境整備に努める。 なお、火災発生時の地域住民の対応強化方策として、初期消火資器材の普及促進を図る。

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■地震・火山編　第2部　災害予防計画③

頁	項目	内容
地-53	第1章 市民と地域の防災力向上 第3節 マンション防災における自助・共助	1 居住者による自助・共助の備え (1)マンション居住者による自助・共助の構築【市民、防災市民組織】 (2) 防災意識の啓発【危機管理課、住宅課、市民、不動産関係団体、マンション管理組合等】
地-85	第4章 応急対応力の強化 第3節 応援協力 2　受援力の強化	全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておくとともに、他の地域で大規模災害が発生した際には積極的な被災地応援に努めることとする。

11

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■地震・火山編　第2部　災害予防計画④

頁	項目	内容
地-88	第5章 情報通信の確保 1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備	(4)災害情報システムの活用【危機管理課】 (5)情報連絡・収集・提供体制の強化 関係機関との災害情報の共有化を推進するとともに、デジタル技術を活用した迅速な被災状況の収集及び提供体制を強化する。
地-104	第8章 避難者対策 第2節 避難所・避難広場 3 避難所等の管理運営体制の整備等	(2) アクションカードの作成【危機管理課、教育委員会、市民】 避難所運営協議会と市は、発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校において避難所開設にかかわるアクションカードを作成し、適宜修正する。

12

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■地震・火山編　第3部　災害応急・復旧計画①

頁	項目	内容
地-229	第8章 避難者対策 第2節 避難所・避難広場等 1　避難所の開設	（7）指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】 施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。また、指定された避難所と同等の物資及び情報の提供等に努める。
地-256	第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 第2節 トイレの確保及びし尿処理 1 トイレの確保及びし尿処理	（1）初期対応【環境班、上下水道班】 生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。～ 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都に応援を要請する。都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

13

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■風水害編

頁	項目	内容
風-2	第1章 水防予防対策 第1節 豪雨対策 1　豪雨対策の体系	～ 直近では、国において令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」がとりまとめられたことや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められていることを踏まえ、都は，令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行った。

14

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■風水害編

頁	項目	内容
風-89	第3部 災害応急・復旧計画 第2章 情報の収集・伝達 1　避難情報の発令	【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
石神井川 氾濫発生情報	石神井川における基準地点の水位が氾濫発生水位(59.12m)に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき。
石神井川 氾濫危険情報	石神井川における基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位(59.12m)に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位(58.64m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。

15

西東京市地域防災計画（令和6年修正案）概要

■資料編

協定書掲載ページを2UPに変更
⇒頁数の削減

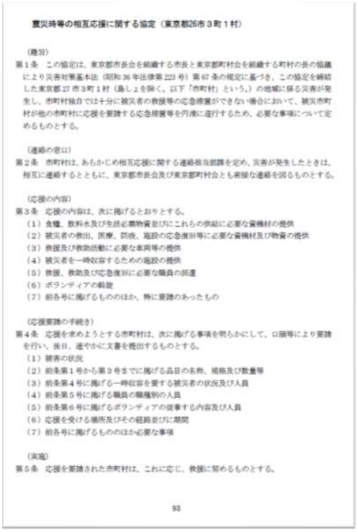

震災時等の相互応援に関する協定（東京都26市3町1村）

（趣旨）
第1条　この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）
第2条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）
第3条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。
（1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（4）被災者を一時収容するための施設の提供
（5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
（6）ボランティアの斡旋
（7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）
第4条　応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。
（1）被害の状況
（2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
（3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
（4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
（5）前条第6号に掲げるボランティアの斡旋する内容及び人員
（6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
（7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）
第5条　応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

93

16